

件名	愛媛県立都市公園条例及び愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例					
主管課	都市整備課、都市計画課					
根拠法令等	都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号） 都市公園法（昭和31年4月20日法律第79号） 都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）					
<p>【改正の概要】</p> <p>都市緑地法等の一部を改正する法律により、都市公園法及び都市計画法の一部改正に伴い、関係する条例について所要の改正を行う。</p> <p>○愛媛県立都市公園条例（昭和34年3月24日条例第19号）の一部改正 都市公園法の一部改正（平成29年6月15日施行）による引用条項ずれの改正。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第19条の2 法第5条の11の規定により知事に代わってその権限を行う者は、前3条の規定の適用については、知事とみなす。</td> <td>第19条の2 法第5条の3の規定により知事に代わってその権限を行う者は、前3条の規定の適用については、知事とみなす。</td> </tr> </tbody> </table> <p>○愛媛県事務処理の特例に関する条例（平成12年3月24日条例第11号）の一部改正 都市計画法の一部改正（平成30年4月1日施行）に伴い、市町が処理する事務の範囲等に係る別表の規定の改正。（条例第2条）</p> <p>① <u>事務処理市（中核市の松山市、伊予市、東温市を除く県内8市）が行う、開発許可を受けた土地における建築等の制限（法第42条）の規定に基づく協議機関に、都道府県等を追加。</u></p> <p><u>事務処理市以外（伊予市、東温市、県内全9町）が行う開発許可を受けた土地における建築等の制限のただし書（法第42条第2項）の規定に基づく協議の受付及び当該協議に係る協議書の知事への送付に関する事務について、都道府県等を追加。</u></p> <p>② <u>県内各町が行う都市計画法に基づく報告の徴収、勧告、助言、監督処分、立入検査（法第80・81・82条）に関する事務について、削除。</u></p>			改正後	改正前	第19条の2 法第5条の11の規定により知事に代わってその権限を行う者は、前3条の規定の適用については、知事とみなす。	第19条の2 法第5条の3の規定により知事に代わってその権限を行う者は、前3条の規定の適用については、知事とみなす。
改正後	改正前					
第19条の2 法第5条の11の規定により知事に代わってその権限を行う者は、前3条の規定の適用については、知事とみなす。	第19条の2 法第5条の3の規定により知事に代わってその権限を行う者は、前3条の規定の適用については、知事とみなす。					
施行日	愛媛県立都市公園条例の一部改正：公布日 愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部改正：平成30年4月1日					
<p>【その他参考事項】</p>						